

防災まちづくりプランが終了し

新たな取組がスタートします

～平成29年度より実施していきます～

●新たな条例の制定

新たな取組方針に基づき、重点対策地区の重点的な対策を確実に進めるため、建物を建てる際に、より耐火性能の高いものにしていただくことを義務付けた「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」を平成28年12月に制定しました。

●補助制度の拡充

条例の制定に伴い、建築コストの負担が生じることとなるため、金銭的負担を緩和する補助金制度が平成29年4月1日からスタートします。

新たに老朽建築物の除却工事に対する補助金も創設することで、建築物に対する補助が最大300万円までとなります。

詳しくは、下記お問合せ先にお問合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/500/0000077362.html>

●重点対策候補地区(案)の区域



QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方は、上のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

川崎市からのお知らせ



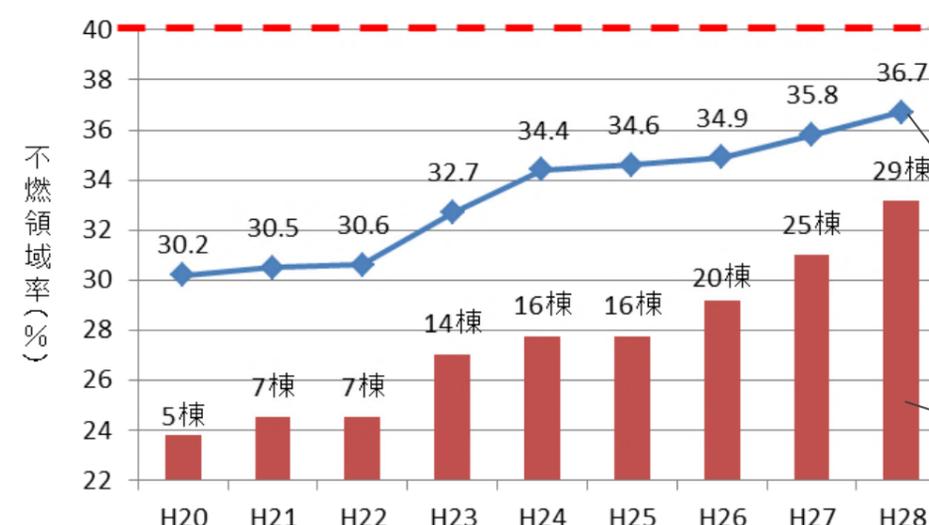
幸町3丁目地区 まちづくりだより 第40号

平成29年3月

密集市街地の改善状況について

川崎市では、地震時等に火災の燃え広がり危険性が高い幸町3丁目地区、小田2・3丁目地区を重点密集市街地として指定し、平成20年度から耐火建築物や準耐火建築物といった燃えにくい建物への建替えに対し補助金により支援等することで、重点密集市街地の改善を進めてきました。

幸町3丁目地区の不燃領域率の推移



目標値：40%

目標達成まであと3.3ポイントです。40%前後を境に延焼の危険性が格段に下がります。

不燃領域率※1

燃えにくい建物や道路・空地等が増えると数値があがり、安全性が高まります。

燃えにくい建物の増加棟数※2

平成20年から昨年までに29棟の燃えにくい建物が増えました。

新たな取組について説明会を開催しました

幸町3丁目を含む不燃化重点対策地区の候補地区の方を対象に、地震火災対策を確実に進めるための新たなルールである「不燃化推進条例」と「新たな補助制度」に関する説明会を、2月に6回開催しました。

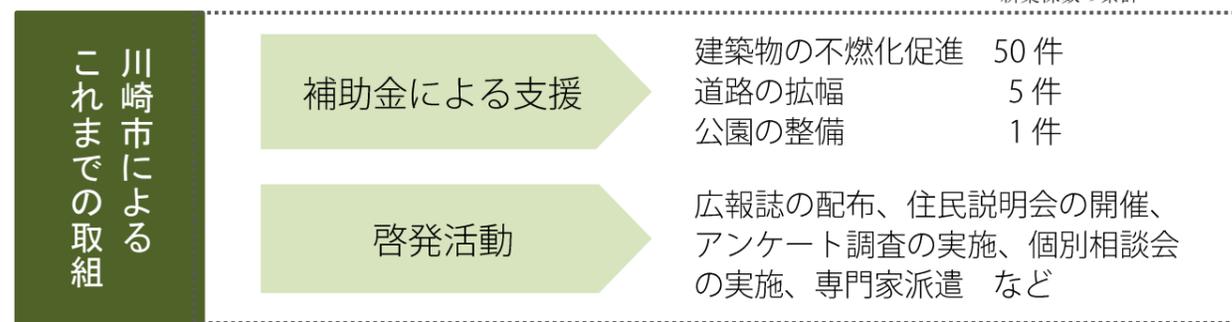
当日は、平日夜間と休日にも関わらず多くの方々にご参加いただき、たくさんの貴重なご意見をいただきありがとうございました。



説明会の様子

8年間で不燃領域率が6.5%向上しました！

※1 各年度1月1日時点の数値
※2 各年の耐火・準耐火建築物の新築棟数の累計



建築物の不燃化促進 50件
道路の拡幅 5件
公園の整備 1件

広報誌の配布、住民説明会の開催、アンケート調査の実施、個別相談会の実施、専門家派遣 など

幸町3丁目地区のまちづくり お問合せ先

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731 (直通)

編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

引き続き、密集市街地の改善に向けて取組を進めてまいります！

来年度からの取組については4ページへ

他都市の先行事例については2・3ページへ

密集市街地の改善の取組事例

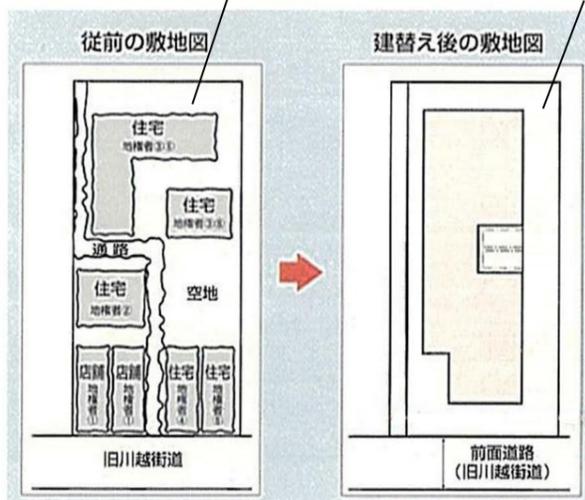
防災上、居住環境上の課題を抱えている密集市街地については、早急な整備改善が課題となっています。ここでは、全国の密集市街地で進められている改善の取組事例をご紹介します。

共同化による建替え ～東京都練馬区～

練馬区北町で行われた共同化は、地区地権者や練馬区、専門コンサルタントによる勉強会や検討会、協議会を重ね、共同建替え方式により密集地域の再生に結びつきました。

図面上部の敷地は、道路がなく適法な建替えができない状況だった。

古くなった7戸の家屋や店舗を共同で建替えることにより、5階建の店舗兼共同住宅となった。



建替え前にあった通り抜け通路を引き続き敷地の西側に設けました。

建物概要

- 敷地面積：774㎡
- 階数：5階
- 戸数：21戸（賃貸16戸）+3店舗

防災空地の創出 ～兵庫県神戸市～

神戸市では、防災性や住環境に様々な課題を抱える密集市街地において、安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、火事や地震などの災害時に地域の防災活動の場となる「まちなか防災空地」の整備を進めています。

まちなか防災空地とは…

密集市街地において、火災などの延焼を防止するスペースを確保することを目的として、平常時は広場・パケットパークなどのコミュニティの場として利用する空地です。



- ▼ ① まちなか防災空地整備事業を実施することについて、土地所有者、まちづくり協議会等、神戸市の三者で協定を締結します。
- ▲ ② 神戸市が土地を無償で借り受けます。＜土地使用貸借契約締結＞
⇒ 固定資産税等が非課税となります。
- ▲ ③ まちづくり協議会等にその土地を「まちなか防災空地」として整備（神戸市の補助あり）及び維持管理していただきます。＜管理協定締結＞



(出典) 神戸市HP

川崎市においても同様の制度があります。
また、来年度から対象区域が広がります。
詳しくは、担当課（防災まちづくり推進課）へご相談下さい。

川崎市においても平成29年度から
同様の制度をスタートさせます。
詳しくは、担当課（防災まちづくり推進課）へご相談下さい。

